

新中間処理施設の概要

沼津市 生活環境部
新中間処理施設整備室

《目次》 新中間処理施設整備の概要

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の内容
- (3) 整備する施設の概要
- (4) 生活環境影響調査
- (5) 造成工事の内容
- (6) 事業のスケジュール（予定）

《目次》 新中間処理施設整備の概要

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

(3) 整備する施設の概要

(4) 生活環境影響調査

(5) 造成工事の内容

(6) 事業のスケジュール（予定）

(1) 事業の目的

施設の老朽化

- ・「沼津市清掃プラント」は昭和51年操業
- ・平成11～13年度に基幹改良工事
 - ⇒ 基幹設備は更新済みだが、その他の設備については未更新
- ・近年、燃やすごみの熱量が増加
 - ⇒ 処理能力を最大限に発揮することが困難

耐震性の確保

- ・耐震性能が劣る
 - ⇒ 南海トラフ巨大地震が発生した際に、倒壊の恐れあり

安定したごみ処理を継続するためにも、新施設の整備が急務

《目次》 新中間処理施設整備の概要

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

(3) 整備する施設の概要

(4) 生活環境影響調査

(5) 造成工事の内容

(6) 事業のスケジュール（予定）

(2) 事業の内容

新中間処理施設の内容

- ごみ焼却施設

沼津市と清水町の可燃ごみを焼却

⇒ 現在と同様に、今後も継続して引き受け

- リサイクル施設

『プラスチック製容器包装』以外のすべてのごみの中間処理を実施

(1) 沼津市中継・中間処理施設...ペットボトル、プラスチック製容器包装、蛍光管

(2) 旧資源ごみ中間処理場...ビン、缶、乾電池、ライター

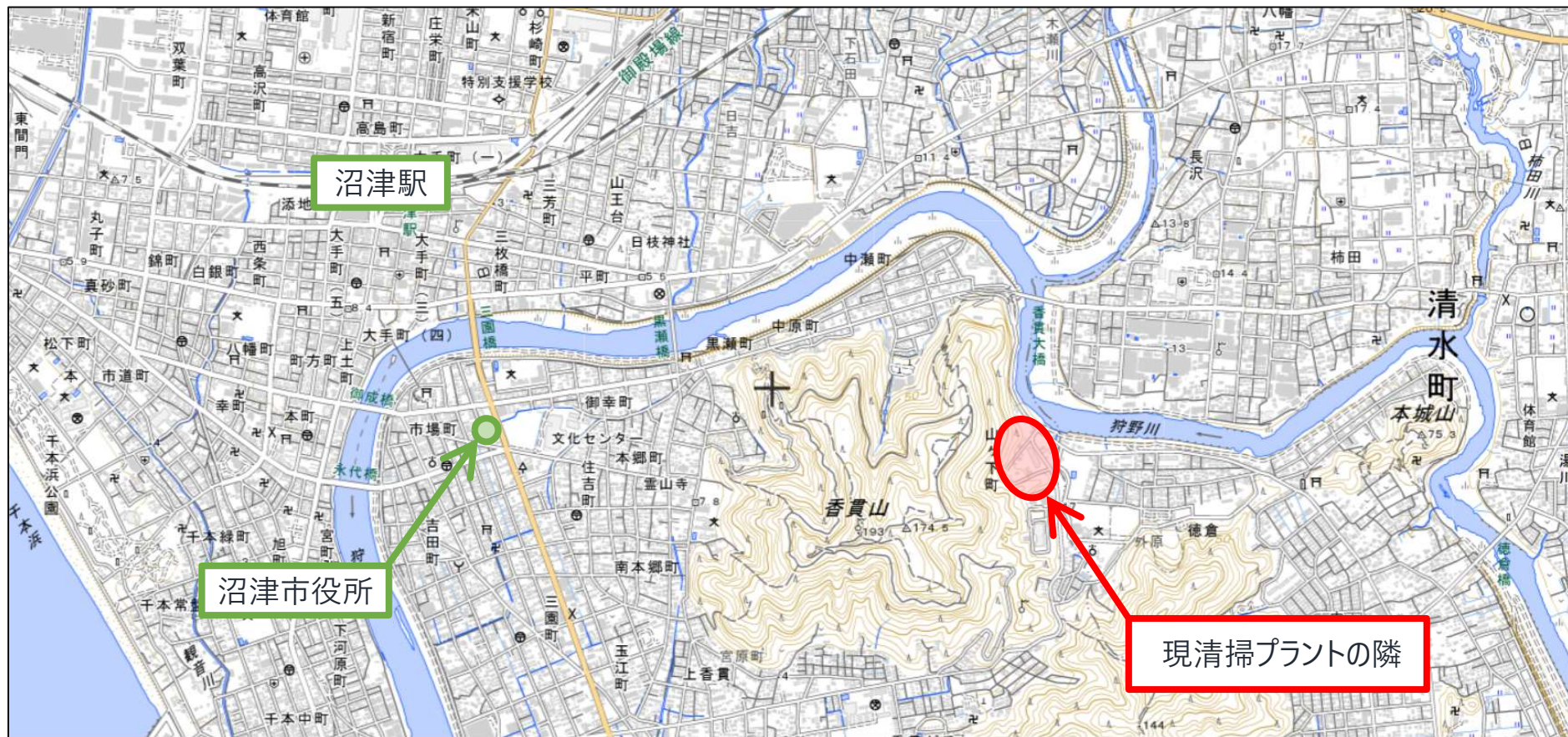
(3) 埋立ごみ再生処理施設...埋め立てごみ①類



上記 3 施設の機能を集約

(2) 事業の内容

新施設の建設予定地



出典：地理院地図（淡色地図）

(2) 事業の内容

建設予定地詳細

建設予定地



沼津市と清水町の行政界

出典：沼津市白図

(2) 事業の内容

沼津市と清水町の経緯

- 昭和42年 清水町の「燃やすごみ」、「し尿処理」を受入れ開始
- 昭和51年 4 月 清水町の「埋立ごみ」を受入れ開始（H6.10終了）
11月 沼津市清掃プラント操業開始
- 平成 3 年～ 清水町にて「一般廃棄物処理施設」の整備を検討
- 平成 7 年11月 清水町から沼津市へ「新衛生プラント（し尿・浄化槽汚泥処理施設）」での処理を申入れ
- 平成25年 4 月 清水町から沼津市へ「新中間処理施設」での処理を申入れ
7 月 上記申入れを承諾
- 令和 2 年 4 月 中間処理施設整備事業を本格的に開始

約55年にわたり、沼津市は清水町の「燃やすごみ」等の処理を実施

(2) 事業の内容

事業の経緯

- 平成19年 「沼津市清掃プラント」の建替え決定
- 平成20年 建設候補地の選定
- 平成21年～ 周辺自治会との協議を開始
- 平成26年 3 月 「沼津市新中間処理施設整備基本構想」の策定
- 平成27年 6 月 「生活環境影響調査」の実施
- 7 月 「沼津市新中間処理施設整備基本計画」の策定
- 平成28年 1 月 事業の順延を決定
- 令和 2 年 4 月 事業の本格的な実施を決定
- 令和 4 年 3 月 「沼津市新中間処理施設整備基本設計」の策定
- 3 月 「生活環境影響調査」の予測評価を見直し

建替えを決定してから約16年が経過

(2) 事業の内容

耐震化が必須となった理由

- 平成18年 1 月 「耐震改修促進法の改正」
- 平成18年10月 「静岡県耐震改修促進計画」の策定
- 平成19年 3 月 「沼津市耐震改修促進計画」の策定（目標：耐震化率100%）
⇒ 平成27年度末までに現清掃プラントの耐震化が必須

建設予定地の選定

- (1) 用地は、整備期間及び財政を考慮し、市有地から選定
⇒ 20,000㎡以上の市有地をリストアップ
- (2) 自然環境や市民の生活を損なわず、施設運営にとって合理的な場所

小中学校等を除く28か所より利用可能な、現在の建設予定地を選定

(2) 事業の内容

現建設予定地決定までの経緯

平成4～8年度 『平沼地区』に溶融炉の整備を検討

➡ 建設費が高額、地元協議の難航により断念

平成9～11年度 『植田地区』に溶融炉の整備を検討

➡ 地元協議の難航、新計画への移行により保留

平成12～18年度 埋立処分に頼らない『静岡県ゼロエミッション計画』

➡ 建設予定地の自治体が、基本協定を白紙撤回

平成11～19年度 『静岡県ごみ処理広域化計画』の策定

➡ 静岡県が、ごみ処理広域化計画を中断



平成27年度までの耐震化を目標に、市有地での建て替えを決定

(2) 事業の内容

周辺自治会との交渉経過

- 沼津市外原自治会 ⇒ 平成25年 1 月に建設を「容認」
- 沼津市中瀬町自治会 ⇒ 平成29年 1 月に建設を「容認」
- 清水町外原区 ⇒ 令和 3 年度の総会にて「静観」の立場を承認

覚書について

- 昭和49年11月 「覚書」の交付
- 昭和51年10月 「公害防止協定」を締結

覚書の締結

「覚書」を新施設整備時に締結することは、各種関係法令で求められていない
⇒「交付金交付要綱」、「廃棄物処理施設整備計画」等にも記載されていない

《目次》 新中間処理施設整備の概要

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

(3) 整備する施設の概要

(4) 生活環境影響調査

(5) 造成工事の内容

(6) 事業のスケジュール（予定）

(3) 整備する施設の概要

新中間処理施設の整備エリア

「旧屋内温水プール」から「沼津市中継・中間処理施設」まで

新中間処理施設の規模

- 焼却施設 施設規模：210 t / 日（105 t / 日 × 2 炉） ※ストーカ方式
- リサイクル施設 施設規模：15t/日 ※焼却施設と一体的に整備

処理対象物

- 焼却施設
燃やすごみ、焼却粗大ごみ（埋め立て②類）、熱源利用プラスチック（埋立③類）
- リサイクル施設
ビン、缶、ペットボトル、せともの・ガラス類、〔熱源利用プラスチック（埋立③類）〕、
金属類、危険ごみ（乾電池、ライター、スプレー缶、蛍光管 等）

(3) 整備する施設の概要

プラスチック資源循環促進法への対応

※令和4年4月施行

第一章 総則

第6条 地方公共団体の責務

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

● 沼津市新中間処理施設整備基本設計 ※令和4年3月策定

⇒ 『プラスチック資源循環促進法』の全容が明らかではなかったことから、ごみ分別方法の簡素化を目的とし、プラスチック使用製品廃棄物を焼却対象

● 現在の検討状況

⇒ 法律の施行を受け、プラスチック使用製品廃棄物の水平リサイクルを検討中

(3) 整備する施設の概要

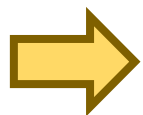
ストーカ方式の選定経緯

- 「沼津市新中間処理施設整備基本構想（H26.3）」
⇒他自治体の実績を参考に、学識経験者の意見を聴取
- 「沼津市新中間処理施設整備基本計画（H27.7）」
- 「沼津市新中間処理施設整備基本設計（R4.3）」
⇒学識経験者の意見を再度確認

選定理由：長年の運転実績、技術的に成熟、安全・安定的な稼働、費用面で安価

《参考》バイオマス処理施設

- 発酵残渣や選別残渣の処理のため、**焼却施設との併設が必須**
⇒広い敷地の確保、総事業費の増加、整備可能な事業者の限定



バイオマス処理施設の採用を見送る

(3) 整備する施設の概要

煙突の高さ

現清掃プラント 80m  新中間処理施設 59m

●煙突の高さを下げる理由

(1) 景観への配慮、(2) 航空法への適用、(3) 他自治体の実績

●焼却場の煙について

・煙突から出ている煙の正体は、**主に水蒸気**

⇒ 環境基準（人の健康を維持する基準）を超える有害物質は含まれない

・なお、太陽と反対側（逆光になる位置）から見ると影になり、灰色に見える。

新中間処理施設は、**法規制値以上の厳しい自主規制値を設定**

⇒ **決して公害を発生させない、安全・安心な施設として整備**

(3) 整備する施設の概要

他自治体の煙突高さ

自治体名	施設規模	煙突高さ
富士市	250 t/日	59 m
浜松市	399 t/日	59 m
静岡市	500 t/日	59 m
伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合	82 t/日	59 m
磐田市	224 t/日	59 m
御殿場市小山町広域行政組合	143 t/日	59 m
志太広域事務組合	223 t/日	59 m
武蔵野市（東京都）	120 t/日	59 m
高座清掃施設組合（神奈川県）	245 t/日	59 m
広島市（広島県）	300 t/日	59 m

- (1) 県内の焼却施設は、全ての施設の煙突高さが59m
- (2) 市街地に建設された焼却施設も同様に、煙突高さ59mが多い

(3) 整備する施設の概要

項 目 (大 気 質)	公 害 防 止 基 準 値	法 規 制 値	現清掃プラント規制値(参考)
ば い じ ん	(自主規制値) 0.01 g/m ³ N以下	(法規制値) 0.04 g/m ³ N以下	(法規制値) 0.08 g/m ³ N以下 ※ 1
塩 化 水 素 (HCl)	(自主規制値) 40 ppm以下	(法規制値) 約430 ppm以下	(自主規制値) 200 ppm以下
硫 黄 酸 化 物 (SO _x)	(自主規制値) 20 ppm以下	(法規制値) 約1,100 ppm以下	(法規制値) 約2,100 ppm以下 ※ 2
窒 素 酸 化 物 (NO _x)	(自主規制値) 50 ppm以下	(法規制値) 250 ppm以下	(法規制値) 250 ppm以下
ダイオキシン類	(自主規制値) 0.05 ng-TEQ/m ³ N以下	(法規制値) 0.1 ng-TEQ/m ³ N以下	(法規制値) 1.0 ng-TEQ/m ³ N以下 ※ 3
水 銀	(法規制値) 30 µg/m ³ N以下	(法規制値) 30 µg/m ³ N以下	(法規制値) 50 µg/m ³ N以下 ※ 4

※ 1 ... 平成10年 7 月 1 日（法施行日）以前に建設されたか否かにより、適用となる規制値が異なります。

※ 2 ... 煙突の高さ、口径、排ガス量により、排出基準値が異なります。

※ 3 ... 平成12年 1 月15日（法施行日）以前に建設されたか否かにより、適用となる規制値が異なります。

※ 4 ... 平成30年 4 月 1 日（法施行日）以前に建設されたか否かにより、適用となる規制値が異なります。

(3) 整備する施設の概要

他自治体の公害防止基準値との比較

自治体名	ばいじん	塩化水素	硫黄酸化物	窒素酸化物	ダイオキシン	水銀
沼津市	0.01	40	20	50	0.05	30
富士市	0.01	40	20	50	0.01	50
浜松市	0.01	45	50	50	0.01	30
伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組合	0.01	50	50	100	0.05	30
志太広域事務組合	0.01	40	20	50	0.05	30
武蔵野市（東京都）	0.01	10	10	50	0.1	50
高座清掃施設組合 （神奈川県）	0.01	20	20	50	0.01	30
広島市（広島県）	0.01	30	10	50	0.05	30

新中間処理施設は、市街地に十分建設可能な公害防止基準値を設定

(3) 整備する施設の概要

武蔵野市（東京都）



出典：地理院地図（空中写真）

(3) 整備する施設の概要

高座清掃施設組合（神奈川県）



出典：地理院地図（空中写真）

(3) 整備する施設の概要

広島市（広島県）



出典：地理院地図（空中写真）

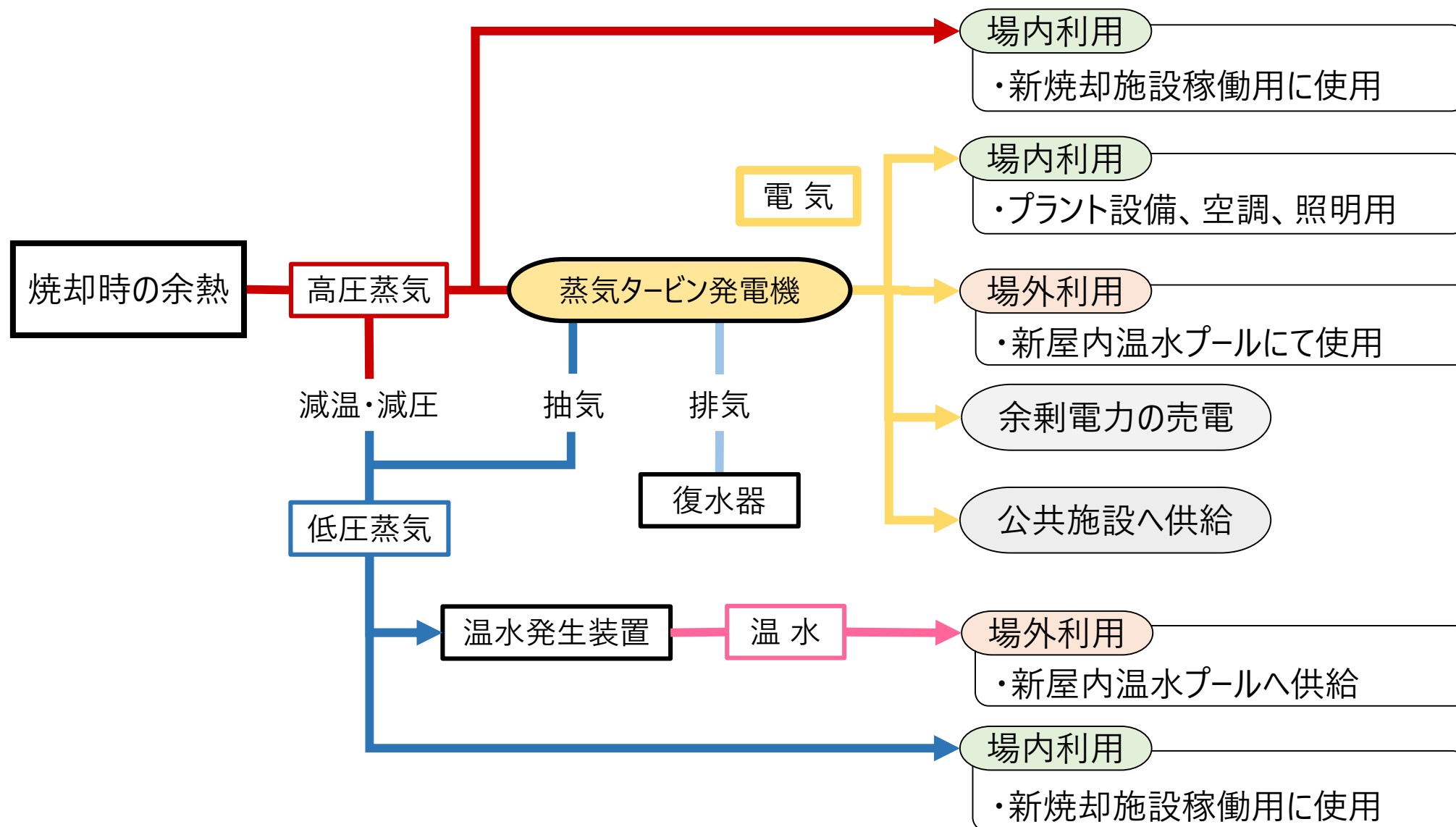
(3) 整備する施設の概要

《参考》現清掃プラントの測定結果

※年間の最大値

項 目 (大 気 質)	現清掃プラント規制値	令和2年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ば い じ ん	(法規制値) 0.08g/m ³ N以下	0.0002g/m ³ N	0.0003g/m ³ N	0.0002g/m ³ N
塩 化 水 素 (HCl)	(自主規制値) 200ppm以下	4ppm	7ppm	5ppm
硫 黄 酸 化 物 (SO _x)	(法規制値) 約2,100ppm以下	5ppm	5ppm	3ppm
窒 素 酸 化 物 (NO _x)	(法規制値) 250ppm以下	198ppm	167ppm	171ppm
ダイオキシン類	(法規制値) 1.0ng-TEQ/m ³ N以下	0.0072ng-TEQ/m ³ N	0.012ng-TEQ/m ³ N	0.012ng-TEQ/m ³ N
水 銀	(法規制値) 50μg/m ³ N以下	5μg/m ³ N未満	5μg/m ³ N未満	5μg/m ³ N未満

(3) 整備する施設の概要



(3) 整備する施設の概要

施設の強靱化

- ◎ 耐震性・耐水性の確保
- ◎ ブラックスタート用電源の確保
- ◎ 薬剤等の備蓄倉庫の設置
 - ⇒ 災害時に備え、常に7日分を備蓄
- ◎ 地震発生時の対応
 - ⇒ 自動停止システムの設置
- ◎ ライフライン停止時に備えた対策
 - ① 生活用水 ⇒ 3日分以上の容量を備えた受水槽を整備
 - ② プラント用水 ⇒ 敷地内への非常用井戸の設置を検討
 - ③ 新施設で使用する燃料 ⇒ 災害に強い都市ガス（中圧管）の採用

(3) 整備する施設の概要

環境学習機能

⇒『環境学習の場』及び『市民活動の場』としての機能を整備

● 環境学習の場

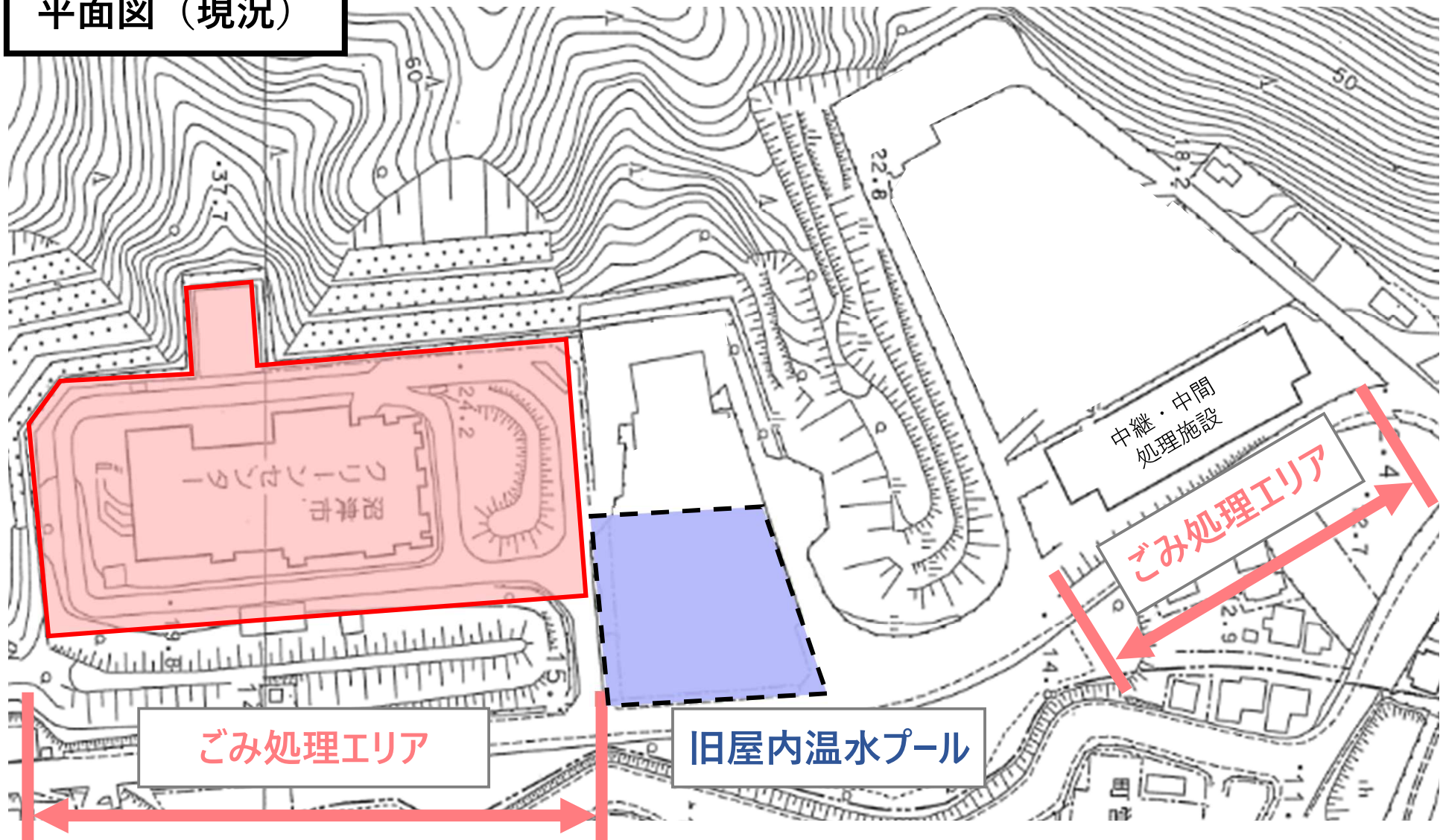
- ① ごみ処理一連の流れがわかる見学コースや様々な仕掛けを設置
➡ 楽しみながらごみ処理の流れを学習
- ② 施設のエントランスに環境情報を展示
➡ グローバルな地球環境問題全般を学習

● 市民活動の場

- ① 多目的スペースの設置
➡ 市民間の情報交換や勉強会の実施が可能
- ② 市民活動等に関する情報発信
➡ 新中間処理施設を環境に関するコミュニティ活動の拠点として整備

(3) 整備する施設の概要

平面図（現況）



(3) 整備する施設の概要

平面図（将来）

※現時点での想定図となります。



《目次》 新中間処理施設整備の概要

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

(3) 整備する施設の概要

(4) 生活環境影響調査

(5) 造成工事の内容

(6) 事業のスケジュール（予定）

(4) 生活環境影響調査

生活環境影響調査

新施設の稼働による周辺的生活環境への影響について、計画段階で、調査、予測及び評価することにより、その影響を把握するとともに、必要な保全対策を定める

調査の実施理由

「基本設計」の策定に伴い、「基本計画」で定めた施設配置計画を見直したことから、その前提条件となる施設配置や排ガス排出量が変更

調査の必要性

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にて、静岡県知事へ提出する一般廃棄物処理施設の設置届に添付することが規定

⇒ 安全な施設であることを確認した上で、静岡県が焼却施設の建設を許可

(4) 生活環境影響調査

基準値の違い

● 公害防止基準値 ... 焼却施設から排出する煙に対する基準値

➡ 前述した公害防止基準値のこと
新中間処理施設の煙突から煙が排出された際に、守らなければならない
排出基準のこと

● 生活環境の保全上の目標 ... 生活環境保全のため維持されることが望ましい基準

➡ 生活環境影響調査で、調査結果が満足すべき基準値のこと
煙が拡散し地面に下りる場合、規制物質がわずかに含まれており、
その規制物質の種類によっては、地表に堆積することがあるため、
堆積量をできる限り少なくするための目標値のこと

(4) 生活環境影響調査

○ 大気質の予測結果（長期平均濃度）

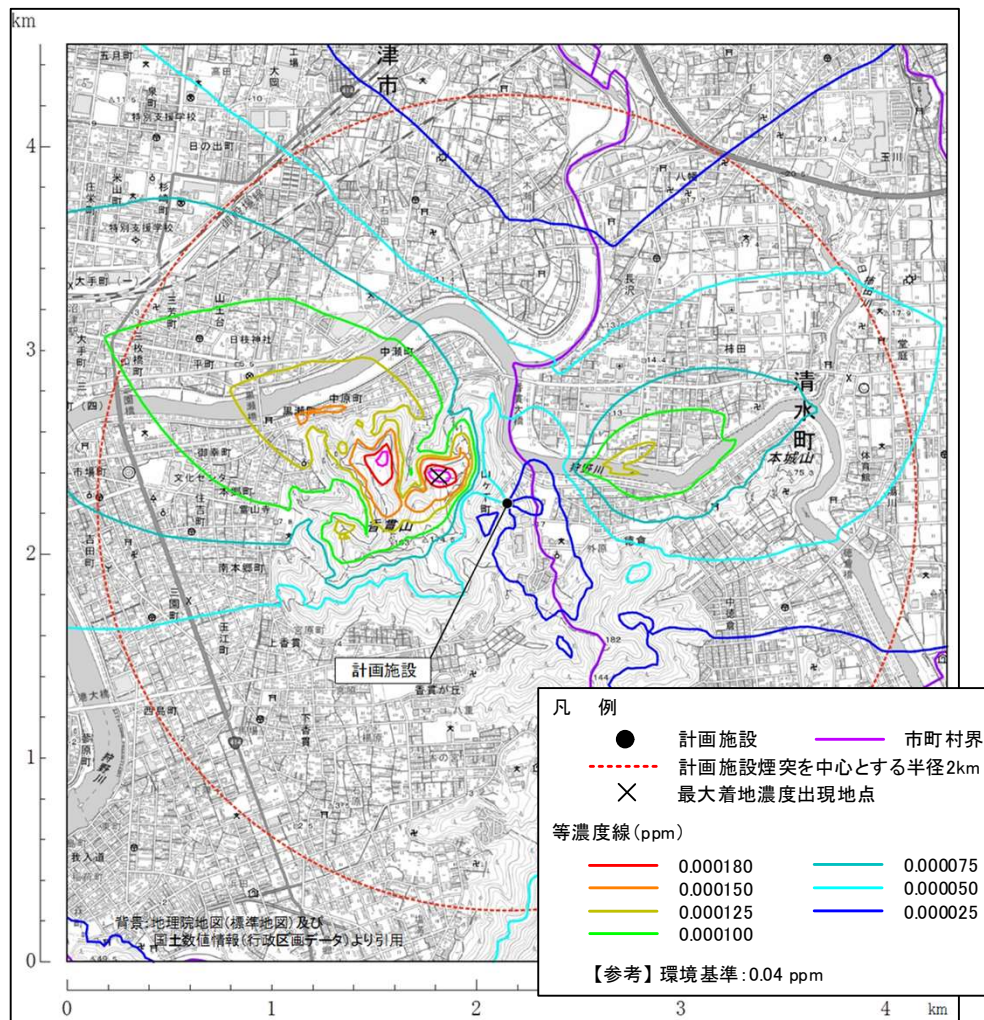
予測地点	項 目	生活環境の 保全上の目標	予測結果		評 価
			年平均予測濃度	日平均予測濃度	
最大着地 濃度地点	二酸化硫黄 (ppm)	0.04 (日平均)	0.00114	0.00228	保全目標を 満足
	二酸化窒素 (ppm)	0.04 (日平均)	0.01134	0.02256	
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.1 (日平均)	0.015069	0.03445	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.6 (年平均)	0.01234	—	
	水銀 (μg/m ³)	0.04 (年平均)	0.00201	—	

○ 大気質の予測結果（短期高濃度）

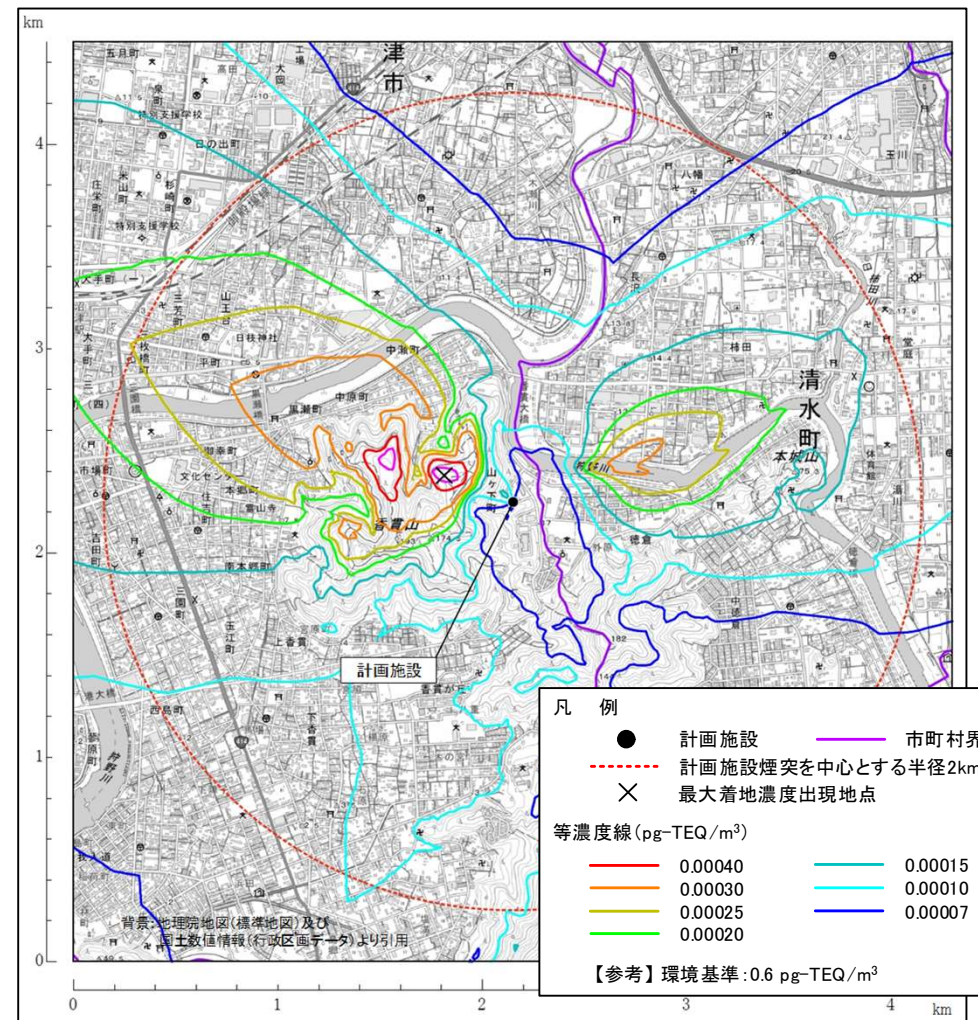
予測地点	項 目	生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
			1 時間値予測結果	
最大着地 濃度地点	二酸化硫黄 (ppm)	0.1	0.0110	保全目標を 満足
	二酸化窒素 (ppm)	0.1	0.0606	
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.2	0.0625	
	塩化水素 (ppm)	0.02	0.0151	

(4) 生活環境影響調査

出典：地理院地図（標準地図）



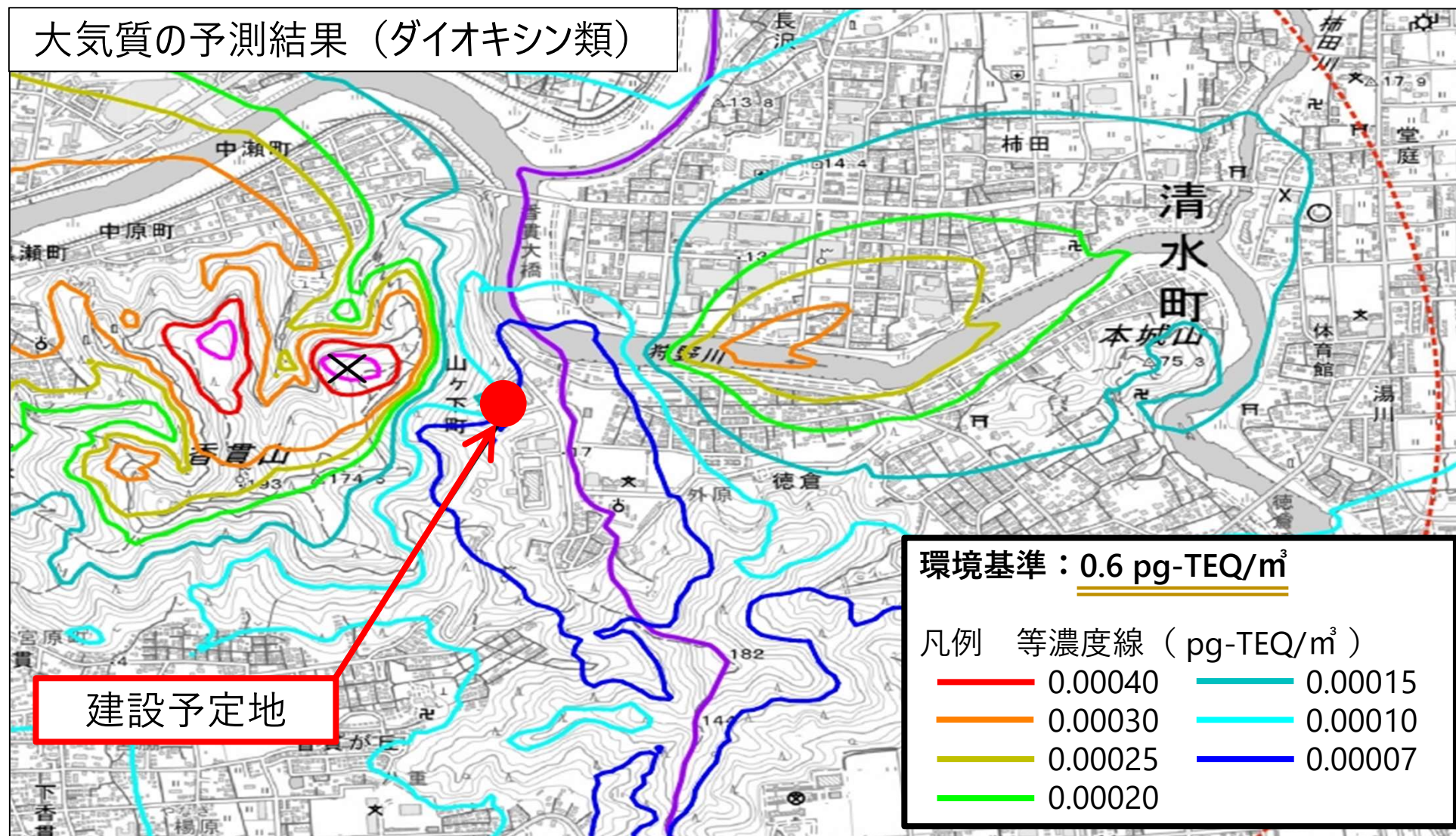
大気質の予測結果（硫黄酸化物）



大気質の予測結果（ダイオキシン類）

(4) 生活環境影響調査

出典：地理院地図（標準地図）



(4) 生活環境影響調査

○ 騒音の予測結果（建設予定地周辺）

項 目			生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
総合騒音	地点 1 地点 3	昼間（6:00～22:00）	65dB以下	56dB 49dB	保全目標を満足
		夜間（22:00～6:00）	60dB以下	50dB 41dB	
	地点 2 地点 4	昼間（6:00～22:00）	60dB以下	53dB 60dB	
		夜間（22:00～6:00）	55dB以下	48dB 51dB	

※地点1：山ヶ下町民家、地点2：清水南中学校、地点3：沼津市外原公園、地点4：既存リサイクル施設前民家

○ 騒音の予測結果（敷地境界）

項 目		生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
工場騒音	朝（6:00～8:00）	50dB以下	28dB ～ 42dB	保全目標を満足
	夕（18:00～22:00）			
	昼間（8:00～18:00）	55dB以下	43dB ～ 55dB	
	夜間（22:00～6:00）	45dB以下	28dB ～ 42dB	

(4) 生活環境影響調査

○ 振動の予測結果（建設予定地周辺）

項 目		生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
総合振動	昼間（8:00～20:00）	55dB以下	29dB ～ 50dB	保全目標を満足
	夜間（20:00～8:00）	55dB以下	25dB ～ 47dB	

○ 振動の予測結果（敷地境界）

項 目		生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
工場振動	昼間（8:00～20:00）	65dB以下	27dB ～ 51dB	保全目標を満足
	夜間（20:00～8:00）	55dB以下	26dB ～ 49dB	

(4) 生活環境影響調査

○ 臭気の予測結果（建設予定地周辺）

項 目	生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
臭気指数	12以下	排ガス対策を講じることにより 12以下となると予測される	保全目標を満足

○ 臭気の予測結果（敷地境界）

項 目	生活環境の 保全上の目標	予測結果	評 価
臭気指数	12以下	環境保全対策を講じることにより 12以下となることが予想される	保全目標を満足

《目次》 新中間処理施設整備の概要

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

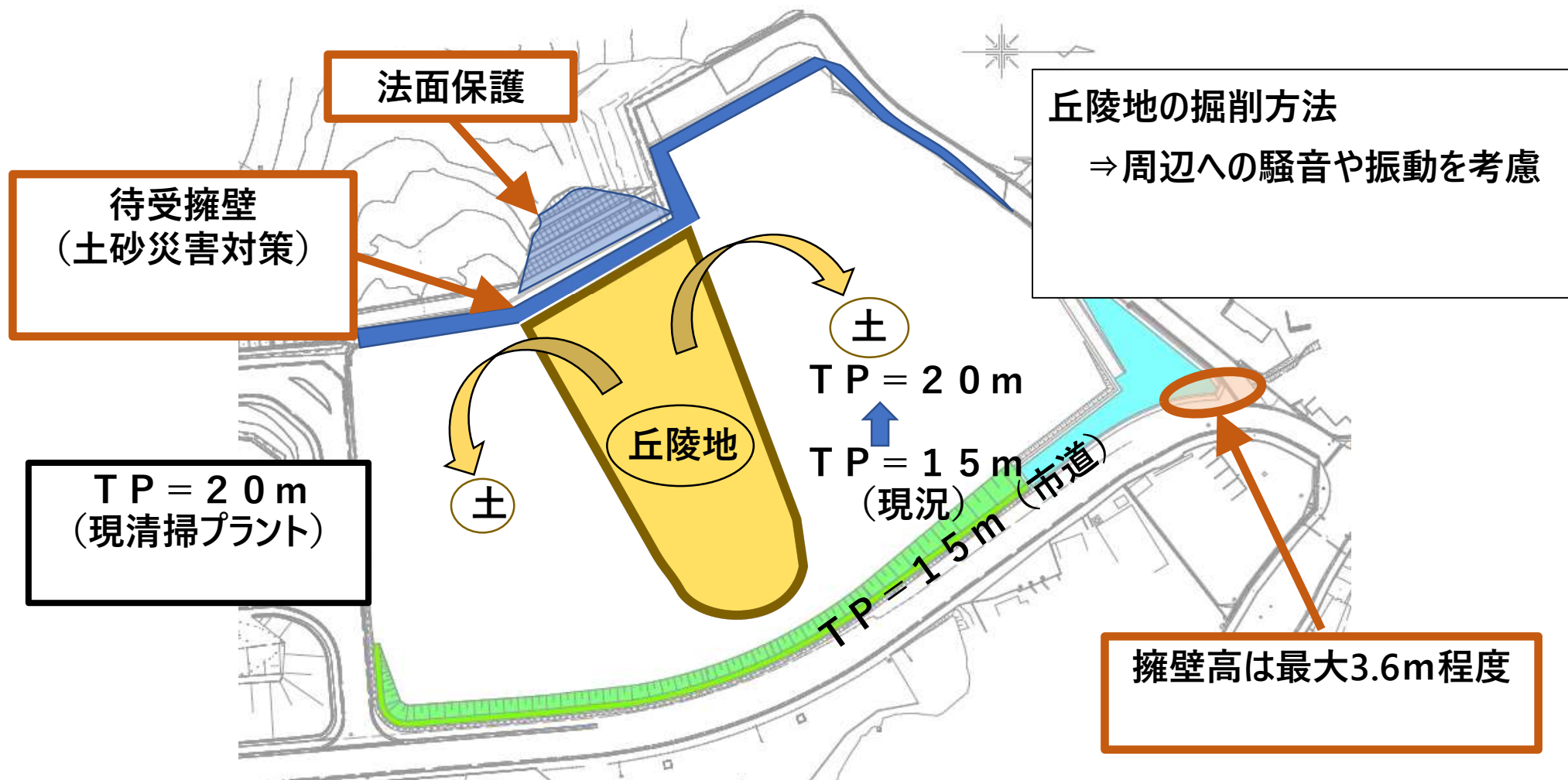
(3) 整備する施設の概要

(4) 生活環境影響調査

(5) 造成工事の内容

(6) 事業のスケジュール（予定）

(5) 造成工事の内容



(5) 造成工事の内容

盛土を行うメリット

(1) 騒音等の影響を軽減

振動や騒音は上方向に伝わり、道路や住宅への影響が少なくなることが期待

(2) 防災機能の確保

集中豪雨等による敷地内の冠水を防ぎ、災害時の防災機能（住民の避難場所、防災資材等）を確保

(3) 施設の高さと地域生活との高さを分離

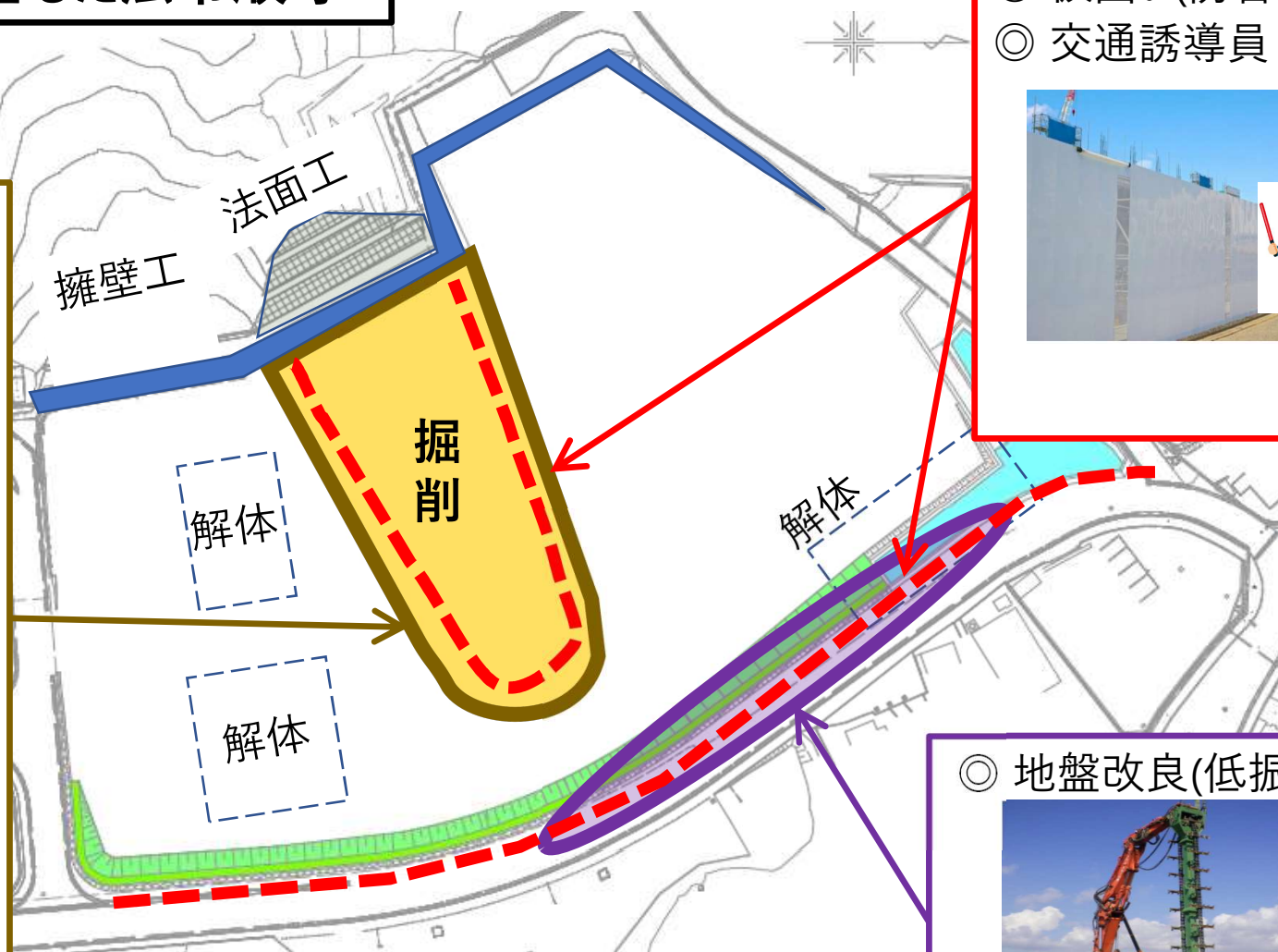
現清掃プラントと同様、道路から一段高い位置に施設を建設することにより、周辺住民の皆様の生活環境との区分け、目立たなくなるよう配慮

(5) 造成工事の内容

※R5.10～R8.3

工事期間中の徹底した法令順守

- ◎ 掘削(約1.5年間)
- ◎ 盛土(約1.5年間)



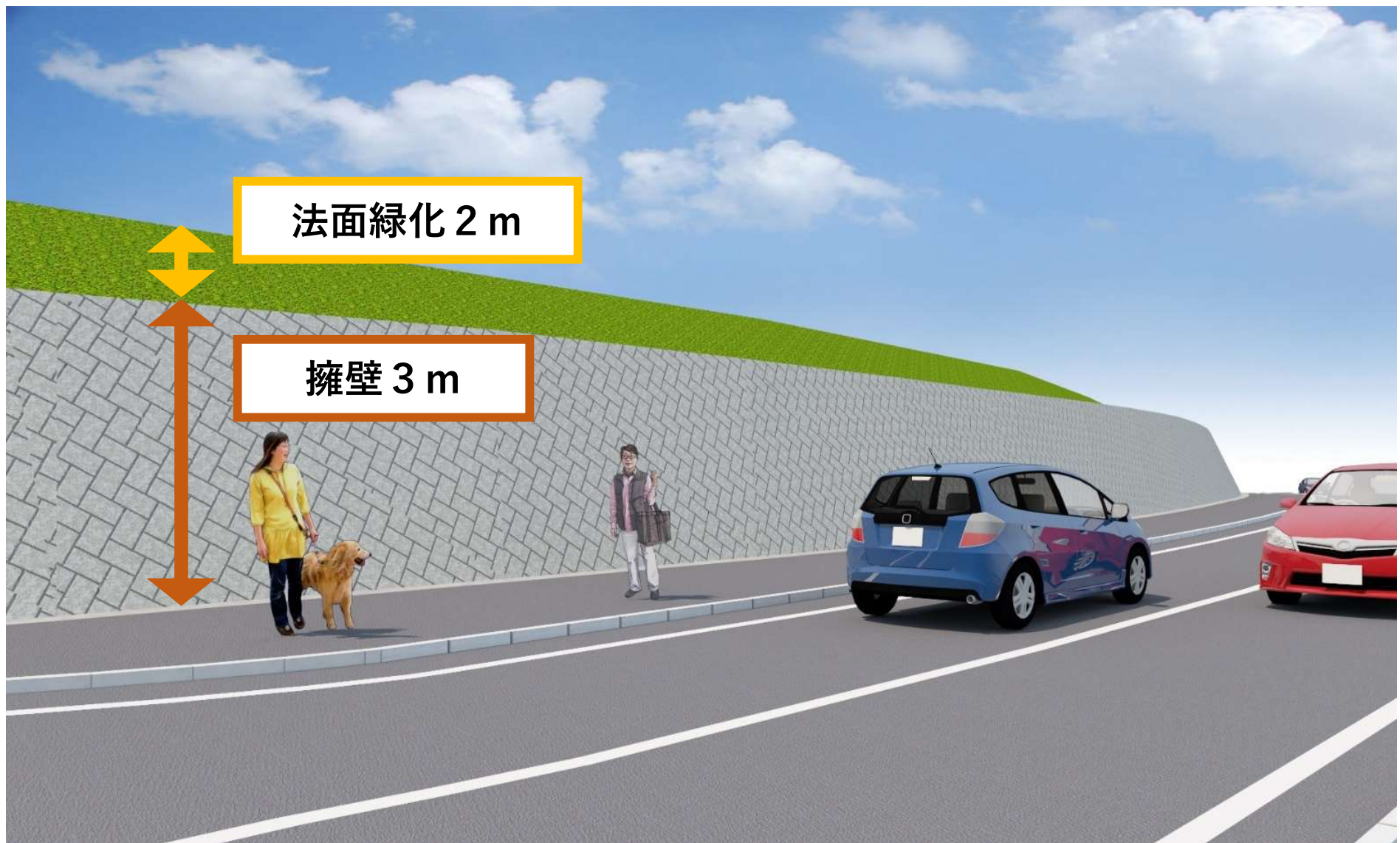
- ◎ 仮囲い(防音対策)
- ◎ 交通誘導員



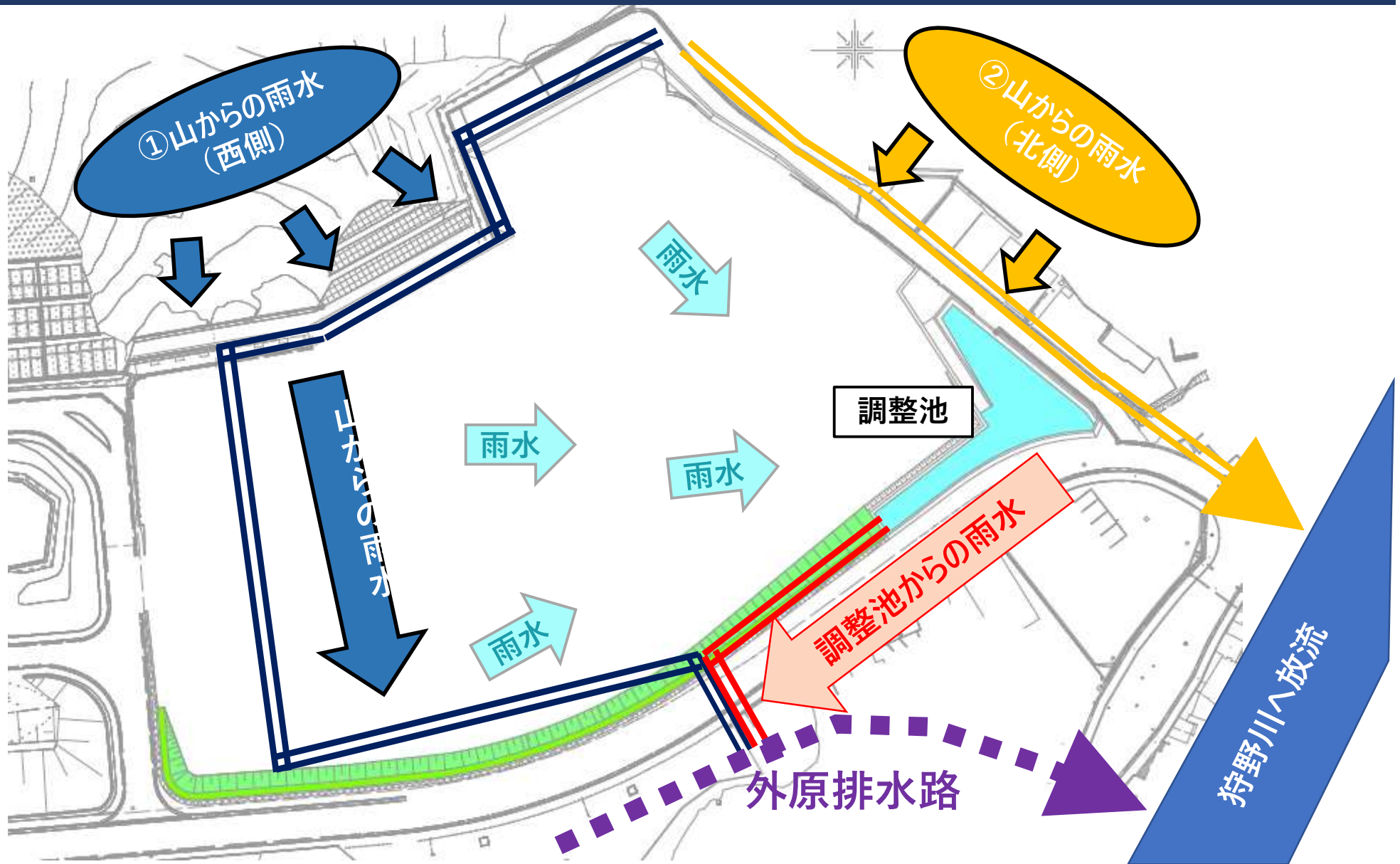
- ◎ 地盤改良(低振動)



(5) 造成工事の内容



(5) 造成工事の内容



(5) 造成工事の内容

※現時点での想定図となります。



《目次》 新中間処理施設整備の概要

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

(3) 整備する施設の概要

(4) 生活環境影響調査

(5) 造成工事の内容

(6) 事業のスケジュール（予定）

(6) 事業スケジュール（予定）

		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
新焼却施設 新リサイクル施設	事業者選定の準備										
	事業者選定・契約										
	新施設の設計										
	建設工事										
解体・造成工事	中継・中間処理施設解体工事										
	敷地造成工事										
	現清掃プラント解体工事										

令和11年年度中の
稼働開始（目標）

新中間処理施設に関する問い合わせ

沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

TEL : 055-934-4889

FAX : 055-934-3045

E-mail : shinchukan@city.numazu.lg.jp